

③公共用地買収費（債務負担解消分）^①、公共用地先行取得債^②の推移（単位：百万円）

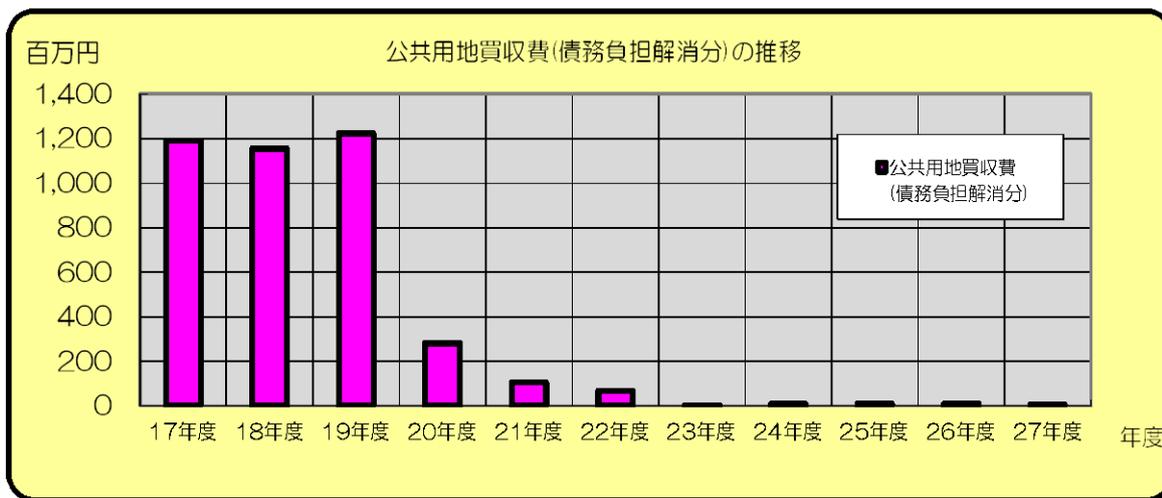
公共用地買収費（債務負担解消分）

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公共用地買収費 (債務負担解消分)	1,820	1,022	1,081	1,107	1,206	1,191	1,155	1,223	281	106

※平成12～25年度までは決算額の推移・26年度は見込額

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公共用地買収費 (債務負担解消分)	67	4	10	7	7	5	5

※平成27年度以降の債務負担解消額は推計値を使用



公共用地先行取得債 各年度末残高の推移・推計

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
福祉施設用地	344	301	258	215	172	129	86	43		
基地跡地公園用地	512	444	375	307	239	171	102	34		
下布田遺跡公園用地						477	477	477	417	358
先行取得債残高	856	745	633	522	411	777	665	554	417	358

※平成12～25年度までは年度末残高の推移

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福祉施設用地						
基地跡地公園用地						
下布田遺跡公園用地	298	239	179	119	60	-
先行取得債残高	298	239	179	119	60	-

※26年度以降は見込額による推計



① 公共用地買収費（債務負担解消分）：市と土地開発公社との契約（債務負担行為）により、公共用地を先行取得しています。取得後、毎年度、取得分に対する土地買収費を支払っています。
 ② 公共用地先行取得債：用地特別会計における市債で、公共用地を先行取得する際に借ります。これまで福祉施設用地、基地跡地公園用地、下布田遺跡公園用地の取得費に充てるために借り入れています。

調布市土地開発公社債務残高の推移

【土地開発公社債務残高の推移】

(単位：百万円)

公共事業用地	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	増加額		868	1,185	545	980	334	145	298	444	406	171	21
減少額		1,636	2,375	2,077	2,235	2,103	997	779	165	285	77	583	249
買戻し		1,636	2,375	2,077	2,235	2,103	997	779	165	285	77	583	249
債務残高 a		7,522	6,332	4,800	3,545	1,776	924	443	722	843	937	375	320

16年度比較 ▲ 7,202

代替地等	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	増加額		20	20	27	39	575	158	25	19	13	11	367
減少額		4	253	632	262	12	524	440	571	569	0	0	0
売却		4	253	632	262	12	513	431	571	569	0	0	0
債務残高 b		3,717	3,484	2,879	2,656	3,219	2,853	2,438	1,886	1,330	1,340	1,707	1,724

生活再建	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	債務残高 c		2,963	3,018	4,309	4,858	5,117	5,185	5,245	2,587	2,102	2,125	734

債務合計 a+b+c	14,202	12,834	11,988	11,059	10,112	8,962	8,126	5,195	4,276	4,402	2,816	2,249
うち残高 a+b	11,239	9,816	7,679	6,201	4,995	3,777	2,881	2,608	2,174	2,278	2,083	2,045

公共事業用地：用地会計の債務負担行為に基づく道路用地や公遊園用地等の先行取得

代替地等：用地会計の債務保証に基づく代替地等の公社独自取得

生活再建救済：用地会計の債務保証に基づく東京外郭環状道路関連の国土交通省の代理取得

27年度と16年度比較	
債務合計	▲ 11,953
うち a+b	▲ 9,194
27解消分	▲ 38



公共事業用地の計画的な公有地化・段階的な代替地等の公有地化によって、平成16年度と比較して約119億円の債務残高を縮減
→引き続き、連結ベースでの債務残高を見据えてコントロールしていきます。

☑今後の調布市土地開発公社の利活用

項目	取組の方向等
☐公共事業用地先行取得枠の厳選・計画的な公有地化(利活用)	<p>○市債と同様、後年度の負担となることから、その動向には十分留意していきます。</p> <p>○東京都との協議・調整を踏まえ、一般会計による取得を計画的に実施し、連結ベースでの債務残高の透明性の向上及び土地開発公社経営健全化をより一層促進させていただきます。</p>

3 下水道事業特別会計

平成27年度の下水道事業特別会計予算は、下水道施設の耐震化及び長寿命化の事業費が増となりましたが、管渠建設費の減等により事業費は2000万円余、1.2%の減となり、予算総額では32億5000万円余、前年度と比較して1000万円余、0.4%の減となっています。

下水道事業においては、「環境とくらしを守る下水道」を基本理念とする「調布市下水道総合計画」（平成22年度策定）に位置付けた事業に取り組みます。

具体的には、地震対策として実施設計のほか、マンホールと管きよの継手部分の対策（可とう化）工事を行います。また、老朽化による道路陥没事故等を未然に防止するための長寿命化対策として、平成26年度に策定した長寿命化計画に基づき、実施設計及び対策工事を開始します。

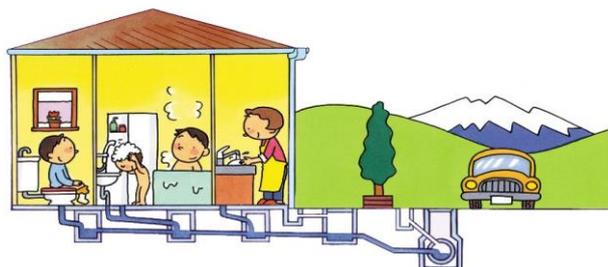
また、東つつじヶ丘の浸水被害の発生しやすい地域について、国、都、三鷹市と協議し、既存下水道施設や浸水対策を検討します。



①歳入歳出予算の状況（単位：百万円，%）

区 分	27年度	26年度	増減額	構成比	増減率
歳 入	3,258	3,269	▲ 12	100.0	▲ 0.4
5 分 担 金 及 び 負 担 金	9	4	5	0.3	139.9
10 使 用 料 及 び 手 数 料	2,045	2,065	▲ 20	62.8	▲ 1.0
15 国 庫 支 出 金	73	41	32	2.2	79.4
20 都 支 出 金	4	2	2	0.1	79.4
25 財 産 収 入	0.15	0.10	0.05	0.0	49.0
30 繰 入 金	478	414	64	14.7	15.4
35 繰 越 金	10	10	0	0.3	0.0
40 諸 収 入	0.4	0.4	0	0.0	▲ 5.5
90 市 債	639	734	▲ 94	19.6	▲ 12.9

区 分	27年度	26年度	増減額	構成比	増減率
歳 出	3,258	3,269	▲ 12	100.0	▲ 0.4
5 総 務 費	485	476	9	14.9	1.9
10 事 業 費	2,474	2,503	▲ 29	75.9	▲ 1.2
15 公 債 費	289	281	8	8.9	2.9
20 諸 支 出 金	0	0	0	0.0	-
90 予 備 費	10	10	0	0.3	0.0



②27年度の主要事業（単位：百万円）

事業名	予算額	内容
地震対策事業	104	下水道施設耐震化の実施設計及び工事（マンホール50カ所）
下水道施設の長寿命化	105	下水道施設の長寿命化に向けた実施設計及び対策工事
3・4・7号線下水道整備事業	43	都市計画道路 調布3・4・7号線整備に伴う管渠建設事業
管渠建設事業	395	調布駅周辺・国領駅前広場整備に伴う管渠建設事業、都市計画道路整備に伴う管渠建設事業等
都道共同工事事業	43	都市計画道路3・2・6号線（武蔵境通り）、3・4・11号線（佐須街道）及び3・4・17号線（若葉町）整備に伴う管渠建設事業

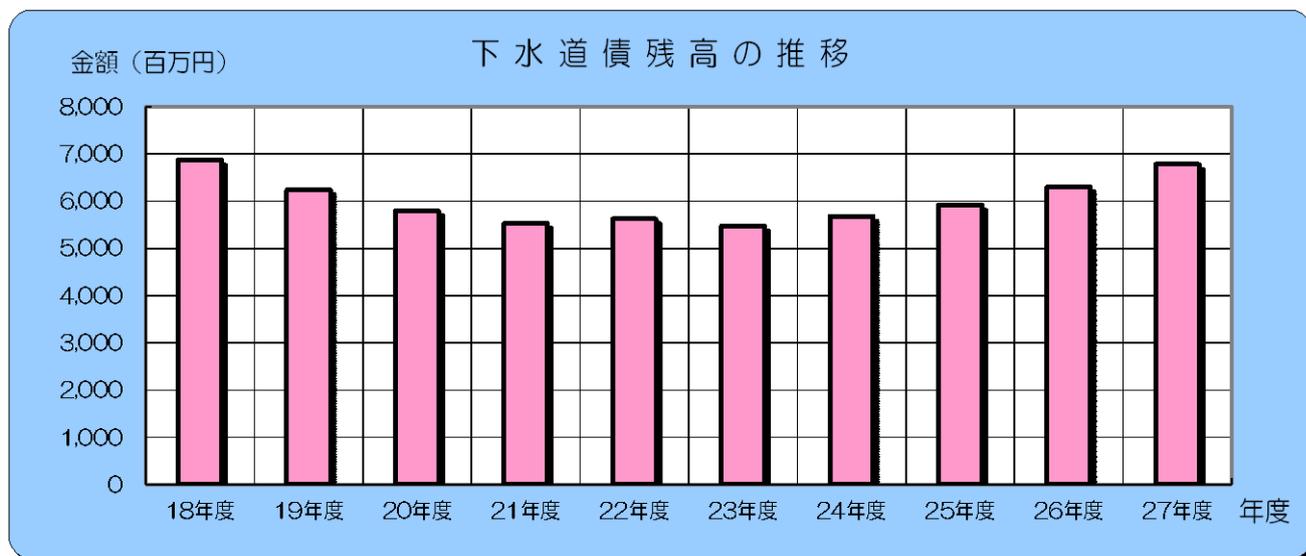
③下水道債残高の推移（単位：百万円）

平成27年度借入額の内訳	借入額
野川処理区整備事業	39.0
下水道施設耐震化事業	43.2
3・4・7号線下水道整備事業	43.2
管渠建設事業	395.3
都道共同工事事業	43.1
下水道施設長寿命化事業	75.6
（合計）	639.4



区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
償還額元利合計	1,699	1,559	1,387	1,067	771	517	368	271	278	289
償還元金	1,274	1,210	1,114	856	606	378	245	153	160	166
償還利子	425	349	273	211	165	139	123	118	118	123
借入額	341	582	669	593	701	225	452	389	548	639
下水道債残高	6,865	6,237	5,792	5,529	5,624	5,471	5,678	5,914	6,302	6,775

※平成18～25年度は決算額、26年度は借入予定額、27年度は予算額です。



4 介護保険事業特別会計

平成 27 年度は第6期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）の初年度です。平成 27 年度の介護保険事業特別会計は、予算総額 139 億 4000 万円余、前年度と比較して 9 億 7000 万円余、7.6%の増加となりました。第6期も保険給付費の増加とこれにともなう保険料の上昇が見込まれるため、介護給付費等準備基金を活用し抑制に努め、基準月額をこれまでの 4800 円から 5200 円といたしました。また、地域支援事業においては、制度改正に対応する新規事業として、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業に取り組むための予算を計上しました。

今後も、介護サービスを必要とする方に適正なサービスが提供されるよう、介護保険制度の円滑・適正な運営に取り組んでまいります。

①歳入歳出予算の状況（単位：百万円，%）

区 分	27 年度	26 年度	増減額	構成比	増減率
歳 入	13,947	12,967	980	100.0	7.6
5 保 険 料	2,978	2,631	348	21.4	13.2
10 使 用 料 及 び 手 数 料	0.5	0.6	▲ 0.1	0.0	▲ 14.3
15 国 庫 支 出 金	3,009	2,772	237	21.6	8.5
20 支 払 基 金 交 付 金	3,713	3,587	126	26.6	3.5
25 都 支 出 金	2,029	1,890	139	14.5	7.4
30 財 産 収 入	2.2	0.4	1.7	0.0	392.1
35 繰 入 金	2,215	2,087	128	15.9	6.1
40 繰 越 金	0.001	0.001	0	0.0	0.0
45 諸 収 入	0.069	0.069	0	0.0	0.0

区 分	27 年度	26 年度	増減額	構成比	増減率
歳 出	13,947	12,967	980	100.0	7.6
5 総 務 費	376	346	30	2.7	8.7
10 保 険 給 付 費	13,222	12,316	906	94.8	7.4
12 地 域 支 援 事 業 費	341	298	42	2.5	14.1
25 基 金 積 立 金	2.2	0.4	1.7	0.0	393.0
30 諸 支 出 金	5	5	0	0.0	0.0
90 予 備 費	1	1	0	0.0	0.0

②介護保険料の調布市独自減額制度の概要

災害等による法定減免の他に実施する、低収入者に対する調布市独自減額制度（平成18年4月施行 29年度まで延長）

区 分	内 容
ア 対象者及び基準	○ 第2段階・第3段階に該当し、次に掲げる基準に該当する方を対象とします。 ① 前年収入が1人世帯の場合150万円以下（世帯員1人増す毎に50万円加算） ② 預貯金額が1人世帯の場合350万円以下（世帯員1人増す毎に100万円加算） ③ 全ての世帯員が生活の本拠となる住宅以外に不動産を所有していないこと（ただし、介護保険施設等に入所している方が入所前の居住地に所有していた住宅は除く） ④ 市町村民税課税者の控除対象配偶者及び扶養親族のいずれにもなっていないこと ⑤ 市町村民税課税者の医療保険の被扶養者になっていないこと
イ 減額対象期間	○ 申請された日において未到来の納期に係るもの。ただし7月末日までに申請した場合当該年度の保険料の全額。
ウ 減額する金額	○ 第2段階・第3段階保険料を、第1段階保険料に減額。

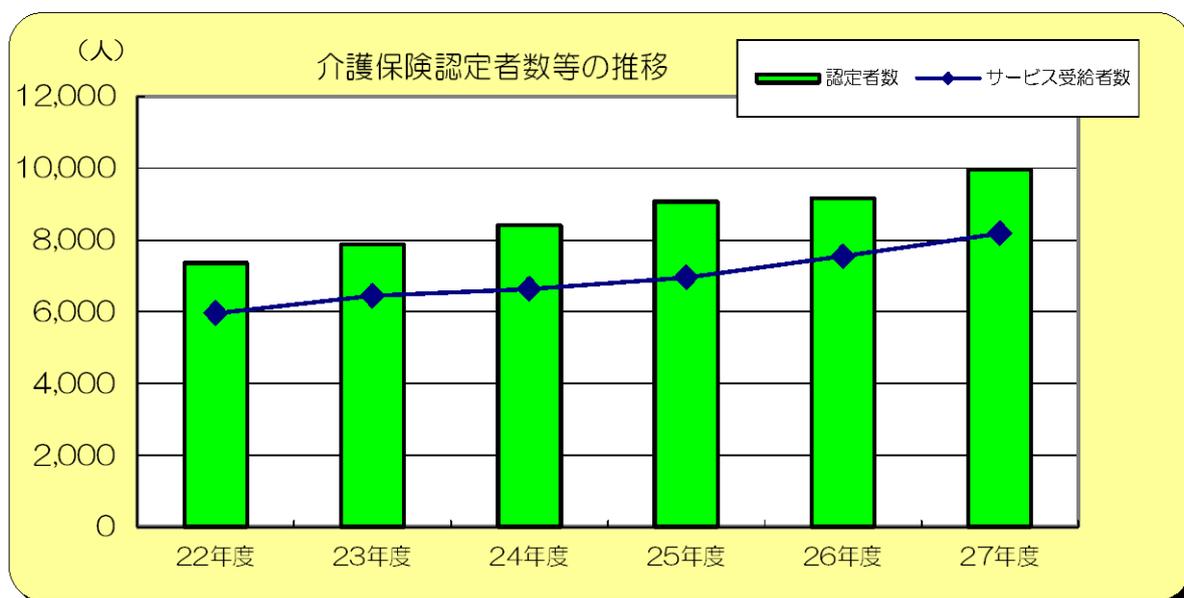
③介護保険認定者数等の推移（単位：人）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
認定者数	7,357	7,877	8,411	9,070	9,164	9,953
要 介 護 5	854	871	958	900	888	982
要 介 護 4	909	931	908	1,053	994	1,177
要 介 護 3	861	890	833	1,024	1,028	1,279
要 介 護 2	1,258	1,371	1,381	1,645	1,652	1,741
要 介 護 1	1,026	1,197	1,222	1,424	1,511	1,602
要 支 援 2	1,160	1,231	1,592	1,398	1,393	1,377
要 支 援 1	1,289	1,386	1,517	1,626	1,698	1,795

※26年度は12月末人数、27年度は第6期高齢者総合計画の計画値

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
サービス受給者数	5,958	6,442	6,633	6,955	7,546	8,178
居 宅 サービス	4,684	5,081	5,202	5,471	5,935	6,397
地域密着型サービス	273	291	318	326	337	396
施 設 サービス	1,001	1,070	1,113	1,158	1,274	1,385

※22～25年度は3月時、26年度は12月時の状況報告の人数、27年度は第6期高齢者総合計画の計画値



5 後期高齢者医療特別会計

平成 20 年 4 月から老人保健制度に替わり，後期高齢者医療制度が広域連合によって運営されています。平成 27 年度の後期高齢者医療特別会計は，予算総額 47 億 3000 万円余で，前年度と比較して1億 4000 万円余，3.3%の増加となっています。

広域連合が保険料の賦課及び医療費の給付等を行い，区市町村が保険料徴収等を行うという役割分担から，後期高齢者医療特別会計は，主な歳入が保険料と一般会計からの繰入金，主な歳出が広域連合納付金という構成となっています。

①歳入歳出予算の状況（単位：百万円，%）

区 分	27 年度	26 年度	増減額	構成比	増減率
歳 入	4,739	4,590	149	100.0	3.3
5 後期高齢者医療保険料	2,502	2,427	74	52.8	3.1
10 使用料及び手数料	0.001	0.001	0	0.0	0.0
15 繰入金	2,106	2,035	71	44.4	3.5
20 繰越金	0.001	0.001	0	0.0	0.0
25 諸収入	132	128	4	2.8	2.7

区 分	27 年度	26 年度	増減額	構成比	増減率
歳 出	4,739	4,590	149	100.0	3.3
5 総務費	60	70	▲ 11	1.3	▲ 15.3
7 保険給付費	55	55	▲ 1	1.1	▲ 0.9
10 広域連合納付金	4,451	4,297	153	93.9	3.6
15 保健事業費	169	161	8	3.6	4.8
20 諸支出金	5	6	▲ 0.3	0.1	▲ 5.7
90 予備費	0.5	0.5	0	0.0	0.0



○ 平成27年度後期高齢者医療制度の概要

1 制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 4 月から老人保健制度に替わり，新たに後期高齢者医療制度が開始しました。 																
2 運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 東京都後期高齢者医療広域連合（地方自治法に基づく特別地方公共団体。以下「広域連合」という。）です。 																
3 業務分担	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合▶ 資格管理，保険料賦課，医療費給付，財政運営 調布市▶ 窓口業務，保険料徴収，健診事業 																
4 対象者	<ul style="list-style-type: none"> 75 歳以上の方（一定障害のある方は 65 歳以上）です。 																
5 給付内容	<ul style="list-style-type: none"> 現物給付（医科，歯科，調剤），現金支給（柔道整復，治療用装具），葬祭費，高額療養費，高額介護合算療養費，入院時食事療養費，訪問看護療養費等 																
6 保険料	<p>(1) 保険料▶ 均等割額 42,200 円 所得割率 8.98%</p> <p>(2) 算定賦課単位▶ 個人単位</p> <p>(3) 徴収方法▶ 徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上の方は年金から特別徴収（天引き）されます。ただし，1 回の天引きで，介護保険料と合わせた保険料額が支給される年金額の 1/2 を超える場合等には，口座振替等による普通徴収となります。</p> <p>(4) 徴収した保険料▶ 徴収した保険料は広域連合に支弁します。</p> <p>(5) 低所得者の軽減措置▶ 世帯の所得に応じ，保険料の均等割額が 9 割，8.5 割，5 割，2 割軽減されます。</p> <p>(6) 被用者保険の被扶養者への措置▶ 被用者保険の被扶養者で保険料を負担していなかった方は，保険料の所得割額は課せられず，均等割額が 9 割軽減されます。</p>																
7 患者負担割合	<ul style="list-style-type: none"> 1 割又は 3 割 																
8 財源構成	<p>医療費の自己負担分を除く財源構成は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 公費▶ 約 5 割（国 4/6・都道府県 1/6・市町村 1/6） 後期高齢者支援金（国保・被用者保険）▶ 約 4 割 被保険者の保険料▶ 約 1 割 																
9 区市町村による保険料負担軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に引き続き平成 27 年度についても，保険料の負担軽減を図るため，62 区市町村は一般財源（平成 27 年度の調布市の負担は 1 億 3,700 万円余）をもって財源補てんすることとしました。 																
10 保険料率の改定	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合は 2 年に 1 回の保険料率等の改定を行いますが，区市町村による負担軽減を踏まえ，平成 26，27 年度の保険料率等は下記のとおりとなっています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26・27 年度</th> <th>平成 24・25 年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割額</td> <td>42,200 円</td> <td>40,100 円</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.98%</td> <td>8.19%</td> <td>0.79 ポイント増</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>57 万円</td> <td>55 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> </tbody> </table>		平成 26・27 年度	平成 24・25 年度	増減	均等割額	42,200 円	40,100 円	2,100 円	所得割率	8.98%	8.19%	0.79 ポイント増	限度額	57 万円	55 万円	2 万円
	平成 26・27 年度	平成 24・25 年度	増減														
均等割額	42,200 円	40,100 円	2,100 円														
所得割率	8.98%	8.19%	0.79 ポイント増														
限度額	57 万円	55 万円	2 万円														

資 料 編

平成26年10月10日

各部（局）長 様

市 長

平成27年度における市政の経営方針について（通達）

調布の街は今、市制施行以来最大規模の大きな変貌を遂げつつある。一昨年に鉄道地下化が実現した京王線連続立体交差事業は平成26年度で完了し、これに連動した調布・布田・国領の各駅前広場整備、調布駅南北の市街地再開発、布田駅南の土地区画整理、鉄道敷地の利用、各駅周辺の道路整備など、21世紀の調布の街の骨格づくりは着実に前進している。併せて、商店会等多様な主体の連携により、賑わいや交流を促進する様々な活性化事業の実践が重ねられてきている。このほか、今後、民間及び東京都の大型事業として、調布駅周辺の鉄道敷地における複合商業施設の開発のほか、2020年のオリンピック会場ともなる武蔵野の森総合スポーツ施設の建設が同時並行で進行していく。

これらの事業は、これまで市民、議会、行政、関係機関等、多様な主体の連携の中で、脈々と築かれてきたまちの礎の上に立ち、将来を展望した夢のあるまちづくりを前進させるものである。調布市は平成27年度に市制施行60周年を迎えるが、この節目を機に、こうした調布市のまちづくりの状況について全職員が改めて共通認識を持ち、諸事業の進捗や東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、各分野の施策展開においてもこれらと相まって実効を上げ得る取組を推進し、その成果を積極的に市内外へ発信して

いくことが重要である。

一方、市政を取り巻く状況として、法改正・制度改革の面では、特に子ども・福祉分野において、子ども・子育て支援新制度、介護保険制度改革、子どもの貧困対策、生活困窮者自立支援など、様々な法改正・制度改革が予定されており、これらに適切に対応し、市としての施策・事業を着実に展開していかなければならない。

景気動向の面では、昨年来から回復の兆しはあるものの、地域経済や市政への波及効果と今後の見通しは、現段階ではなお不透明と言わざるを得ない。本年4月から実施された消費税率の引上げや今後の更なる税率引上げの動向等が、市民生活と市財政へどのように影響するか引き続き注視し、また、今後の法人税率引下げ等の税制改正の動向も的確に把握する必要がある。

平成25年度の市の一般会計決算では、歳入の根幹である市税収入において、法人市民税の増などにより、前年度と比較して大幅な増収となるとともに、単年度収支、実質単年度収支ともに4年ぶりにプラスとなった。しかしながら、これが今後も継続的に見込まれるとは予断できない状況であり、繰越金活用計画では、この間の厳しい財政状況等への対応により減少傾向にあった各種基金の積立てに意を用い、財政基盤の強化を図ったところである。引き続き、限られた財源と今後の中長期的な財政需要の増加を見据え、財政の健全性維持に努め、不断の行財政改革を推進する必要がある。

こうした中、平成26年度において、基本計画の時点修正を行うこととし、現在その検討作業を進めているところである。まちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」を目指して平成25年度にスタートさせた現行計画の基本的方向を引き継ぎつつ、各施策・事業の取組状況を踏まえ、市長任期と連動した政策の実現を念頭に、計画策定後の市政を取り巻く社会経済状況の変化や国の法改正・制度改革、その他新たな課題への対応を図るため、今後の施策・事業の方向を計画の修正において示していく。

平成27年度は、この修正基本計画に掲げる目標達成に向け、各施策・事業を着実に展開させていく。

市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保や市民生活支援を基調とした取組を継続するとともに、市民生活に大きな影響を及ぼす制度改革等に

適切に対応していく。そして、これまで長い時間をかけて市民とともに計画的に取り組んできた21世紀の調布の街の骨格づくりを着実に前進させ、併せて、市民交流や賑わいの創出などソフト面の充実を図っていく。

いわば、平成27年度を新生・調布の本格的な幕開けとも捉え、こうしたソフト・ハード両面の取組を有機的に展開し、利便性が高く、文化的にも環境的にも恵まれたこの調布を、市民が安全に安心して住み続けられるまちにするとともに、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげ、魅力あふれる豊かなまちの実現を目指していく。

以上、引き続き市民とともに将来に向けて夢のあるまちづくりを進めることを基本に、参加と協働をより一層推進しながら、全職員と一丸となって市政経営に取り組む決意であり、この旨、通達する。

記

1 市民が主役のまちづくり，参加と協働の一層の推進

これまでも、参加と協働のまちづくりを市政経営の基本的考え方の一つに据え、市民が主役のまちづくりを進めてきたが、今後も、市民主体の活動が更に発展するよう、地域コミュニティにおける地区協議会や自治会、各種NPO法人、ボランティア組織等を支援するとともに、多様な主体の連携を促進し、参加と協働のまちづくりを一層推進すること。

(1) 自治の理念と市政運営に関する基本条例に基づく市政の推進

自治の理念と市政運営に関する基本条例に基づく市政を推進するため、参加と協働に係る各種取組をはじめ、条例に規定した内容を具現化する取組を修正する行革プランに位置付け推進すること。

パブリック・コメント手続条例の制定やその運用改善等、この間推進を図った取組について、職員の意識向上と統一的な運用を図るとともに、その他の市民参加手続について引き続き市民参加プログラム等に基づく適切な運用と創意工夫の実践を重ねること。

(2) 参加・協働による市制施行60周年の取組

市制施行60周年の節目を契機に、これまでの調布市の発展の歴史を

振り返るとともに、調布市のまちづくりの現状と今後の計画の到達イメージ等を市民と共有できるよう、市内外へアピールすること。

また、各種記念事業の実施に際しては、調布ならではの多様な地域資源の活用と市民参加・協働に意を用いた事業展開を図るとともに、市民主体の取組の促進に努めること。

(3) 市政情報の積極的な提供

平成25年度にリニューアルしたホームページをはじめ、各媒体を積極的に活用し、市政情報の提供を行うとともに、ITツールや映像を活用した災害情報やまちの魅力の発信について継続的に検討・実践を重ねること。また、市の各種統計データや施設情報等のオープンデータ化を進め、市民との市政情報の共有化と利活用の促進に努めること。

2 市政の効率化、持続可能な市政経営

社会保障関係経費や公共施設維持保全経費の増、さらに公共工事コストの上昇や国の制度改正等に伴う市の負担増など、多額な財政需要が見込まれる中、選択と集中の観点から限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、市民生活支援等の継続的な取組や諸計画に基づく計画的なまちづくりを進めていかなければならない。引き続き、中長期的な将来見通しを踏まえた持続可能な市政経営を推進し、市政の効率化と市民サービスの維持向上に取り組むこと。

(1) 不断の行財政改革

行政評価を通じたPDCAマネジメントサイクルの効果的・効率的な運用により、事務事業の在り方や必要性等を検証するとともに、各事業の内容、規模、効果及び優先度を厳しく精査し、基本計画の修正と予算編成につなげること。

また、市政経営の一層の効率化に向け、官民連携の推進等について広範な視点から意見聴取する行財政改革推進会議を活用し、行革プランの取組に生かすこと。

(2) マイナンバー制度への対応

平成27年度に予定されているマイナンバー制度の導入に向けて、情

報連絡会を通じて庁内の情報共有と諸準備を進め、システムの改修及び運用や個人番号カードの発行、特定個人情報保護評価など必要な対応を円滑に進めること。

(3) 公共施設の計画的な維持保全等

公共建築物維持保全計画について、基本計画の修正と連動した時点修正を行い、各施設の適切な維持保全を計画的に進めること。学校施設の老朽化対策については、これまでの取組状況と優先度等を踏まえた適切な維持保全を計画に位置付けるとともに、耐久性を踏まえた中長期的な対策を検討すること。また、市庁舎の耐震化について費用対効果の再検証を踏まえた対策の検討と合わせ、行革プランに基づく施設更新の検討を引き続き進めること。

公共施設の将来的な適正配置と効率的な運営に向けては、各施設の管理運営状況や利用状況などの調査結果等を踏まえ公共施設白書を取りまとめ、今後の公共施設の在り方の検討を進めること。

橋りょう、下水道、公遊園施設についても、引き続き長寿命化修繕計画等に基づく適切な管理・修繕に努めるとともに、道路については平成26年度から開始した路面下の空洞調査等を今後の計画的な修繕につなげること。これらの取組と並行して、公共施設等総合管理計画の策定について、国の動向を注視しながら、検討を進めること。

(4) 健全な財政運営

基本計画と連動して時点修正する財政フレームにおいて、景気や税制の動向等を踏まえた今後の市税収入の見通しや計画に位置付ける事業等の優先度を踏まえた必要経費を想定するとともに、財政基盤の強化をはじめ市独自の財政規律ガイドラインに基づく財政運営に努め、今後とも財政の健全性維持を図ること。また、市の債権の適切な管理や補助金の適正化など健全な財政運営に向け行革プランに位置付けた取組を推進すること。

平成27年度予算編成については、先行き不透明な財政環境の中であるが、あらゆる角度からの財源確保と経費縮減を図り、市政の第一の責務として市民の安全安心の確保や市民生活支援へ継続的に取り組むとと

もに、福祉・子ども分野の制度改正等への適切な対応や修正基本計画の着実な推進を図る予算を編成すること。

(5) 組織・人員体制の整備

組織・人員体制について、基本計画策定後の社会経済状況の変化や制度改正、新たな行政課題などを踏まえ、より効率的で機能的な組織、適正な職員体制となるよう、基本計画の時点修正と連動し、必要な見直しを図ること。

(6) 人材の確保・育成

第2期人材育成基本方針に基づく各種研修の充実や人材育成のための環境づくりに継続的に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組について第5次特定事業主行動計画に基づく推進を図ること。また、引き続き人事・給与制度改革に取り組み、職員の仕事へのやりがいや意欲の向上を図ること。さらに、女性職員の活躍促進について、国や東京都の動向を踏まえ、必要な対策を検討し推進すること。また、専門性を有する人材の確保について、他団体事例を参考に新たな方策に取り組むこと。

3 重要課題への取組

平成27年度における重要課題への取組について、今後、基本計画の時点修正において、財政フレームとの整合性を十分確保する中で計画に盛り込むこととし、現行の計画に位置付けた重点プロジェクトの4つの視点をベースに、これまで力を入れて取り組んできた防災対策をはじめ、子ども・教育施策や高齢者・障害者福祉施策、中心市街地の活性化、環境施策などに優先的に取り組み、計画的なまちづくりを進めること。また、施策や部を横断する課題について、庁内連携を一層推進すること。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けては、東京都と都内自治体との連携体制等を活用しながら、スポーツ振興のみならず、文化・観光振興、国際交流など、オリンピック競技会場地として市が享受し得るメリットを様々な角度から検討し、市のまちづくりにつなげる展開を図ること。

(1) 重点プロジェクトへの取組

ア 強いまち

災害に強いまちづくりに向け，防災市民組織の育成や避難所運営マニュアル作成の支援，防災教育の日の取組の改善強化，防災備蓄品の充実など，地域の防災力を高める取組を引き続き推進すること。また，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進や橋りょう，下水道施設の耐震補強など災害に強い都市基盤整備を計画的に進めること。このほか，避難所施設の防災機能の向上を図るとともに，災害情報の収集と発信の充実について，市民等との連携を含め，検討・実践を重ねること。

イ 安心して住み続けられるまち

子どもたちの健やかな成長を支えるため，子ども・子育て支援新制度への適切な対応を図るとともに，保育園待機児童について，子ども・子育て会議での議論等を踏まえた事業計画に基づき，可能な限り早期の解消を目指すこと。学童クラブとユーフォーの一体的運営等による放課後児童対策の充実を図ること。また，食物アレルギー対策について引き続き万全を期すこと。学校施設について老朽化を踏まえた適切な維持保全に取り組むとともに，将来的な施設更新を視野に入れた対策の検討を進めること。

高齢者や障害者の暮らしを支えるため，介護保険制度など福祉分野における制度改革等への適切な対応を図り，現在策定中の福祉諸計画に基づく取組を推進すること。また生活困窮者の自立支援と子どもの貧困対策についても適切に対応すること。

ウ 利便性が高く快適で豊かなまち

京王線連続立体交差事業完了後の駅前広場の整備や鉄道敷地の利用，その他都市基盤整備など，21世紀の調布のまちの骨格づくりの総仕上げを目指し，計画的に推進すること。併せて，ハード面の整備と一体となった商店街の活性化や映画のまち調布の取組など，まちの活力を高めるための取組を実践していくこと。

エ うるおいのあるまち

うるおいのあるまちづくりにおいては、深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画に基づく農地等の保全活用に係る事業の実践など、豊かな水と緑を大切に守り生かす施策を推進すること。また、良好な景観の創出に向け、景観条例や景観計画に基づく景観まちづくりを推進すること。また、街なみ整備基本計画に基づく深大寺地区におけるまちづくりの取組のほか、公共サイン整備の検討を進めること。

(2) 庁内連携の推進，調布のまちの魅力発信

子どもの貧困対策や困難を抱える若者支援，中心市街地の活性化やオリンピック開催に向けた取組など，各分野を横断し，部や施策を超えて対応すべき課題について，一層の庁内連携を推進し，取り組むこと。

オリンピック・パラリンピックについては，平成27年2月にI O Cに提出される予定の大会開催基本計画を踏まえ，東京都等と連携しながら，市の地域経済の活性化やまちづくりへの波及効果を見据えた取組を検討し，必要な展開を図るとともに，市制施行60周年や今後の街の変貌の機会を捉えながら，市の多様な魅力を積極的に市内外にアピールしていくこと。

平成26年10月10日

各部（局）長 様

行政経営部長

平成27年度予算編成方針について（通知）

「平成27年度における市政の経営方針（市長通達）」が示され、同通達に基づく平成27年度予算編成方針（調布市予算事務規則第4条に規定）を下記のとおり策定しましたので、先行き不透明な財政環境について全職員が共通認識し、基本計画事業に基づく取組を着実に前進させるとともに、限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を上げる予算の編成をお願いします。

記

1 平成25年度決算振返り（Check）

平成25年度決算を総括すると、歳入では、市税収入において、法人市民税の増などにより、前年度と比較して、23億5000万円余の大幅な増となり、歳入全体でも16億1000万円余の増となりました。一方、歳出では、小・中学校校舎増築工事費の増などの教育費や、中心市街地盤整備費の増などの土木費が前年度より増になるとともに、民生費が社会保障関係経費や保育園の運営経費などの増により、引き続き増額となりました。しかし、衛生費が可燃ごみの広域処理費用などの減により、大幅に減額となったため、歳出全体としては、前年度と比較して、9億4000万円余減少した決算となりました。その結果、実質収支は44億円余となり、前年度の実質収支額との比較である単年度収支及び財政調整基金の積立額と取崩額を加味した実質単年度収支は共に、4年ぶりのプラスとなりました。

また、財政指標では、財政の弾力性を示す経常収支比率^{*1}は前年度から5.4ポイント改善した89.6%となり、臨時財政対策債を含まない比率で

も、前年度から6.8ポイント改善しました。実質収支や経常収支比率が改善した要因としては、市税、国保税の徴収率の向上などの財源確保や、年度途中における追加財政需要の抑制や経費縮減に努めたこともあげられますが、最大の要因は法人市民税の増収によるものであり、法人市民税はその年度の企業収益等の状況により変動するため、平成25年度決算の水準が今後も継続するものではないと考えられます。

また、これまでの間の厳しい財政状況への対応や事業の進捗等に伴い、積立基金残高は引き続き減少傾向となっており、今後の財源不足への備えや、公共施設の老朽化対策などの財政需要に対応していくためには、基金の充実が急務となっています。

このため持続可能で健全な財政運営に向けて、市独自の財政規律ガイドラインの「財政基盤強化の視点」により将来負担に備えるとともに、「財政構造見直しの視点」による歳入歳出両面からの不断の見直し・改革・改善に取り組み、財政の弾力性の維持・向上に継続的に取り組んでいく必要があります。

2 今後の中長期的展望とその対処

基本構想期間については、21世紀の調布の街の骨格が定まる大きな変革期であり、基本計画において優先的かつ重点的に取り組む必要がある主要課題を重点プロジェクトとして位置づけ、各施策・事業を着実に推進することとしています。

この基本計画については、基本計画策定後の市政を取り巻く社会経済状況の変化や制度改正、新たな行政課題への対応を図るため、本年度に時点修正を行い、その時点修正後の基本計画に基づくまちづくりを推進することとなります。

今後の展望としては、歳入では、社会経済状況において、昨年来から景気回復の兆しはあるものの、地域経済や市政への波及効果は不透明であり、また本年4月からの消費税率引上げの影響など、今後の景気動向は、現段階ではなお不透明な状況であり、市税収入等の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、今後の更なる消費税率引上げや、法人税率引下げ等の税制改正の動向を的確に把握していかなければなりません。

一方、歳出では、市民の安全・安心の確保や市民生活支援への取組をはじめ、増加する社会保障関係経費への対応、公共施設の適切な維持保全、中心市街地

の基盤整備など様々な財政需要が見込まれます。更に、食物アレルギー対策や子ども・福祉分野などの制度改正等の現行基本計画策定後の新たな課題にも適切に対応していく必要があります。

これらの財源については、国や都などの特定財源の最大限の確保や市税徴収率の向上など、あらゆる角度からの財源確保と、事業の見直しによる経費縮減、事業の優先度や内容、規模、効果をこれまで以上に厳しく精査するなど、行財政改革の推進により対処する必要があります。また、調布市は、普通交付税の不交付団体であることから、自主・自立的な財政運営が不可欠であり、市独自の財政規律を保持する中で持続可能で効果的・効率的な市政経営に取り組んでいきます。

3 平成27年度財政見通し

現行の平成27年度の財政フレームにおいては、平成26年度財政フレームと比較すると、歳入の市税収入は、個人市民税、法人市民税は同水準で見込み、評価替えに伴う固定資産税等の減により、市税総体では減収を見込んでいます。また、歳出では、人件費や公債費は減となるものの、社会保障関係経費の増をはじめ、中心市街地の基盤整備、公共建築物の維持保全経費など、様々な財政需要に対応するため、財政調整基金をはじめ各種基金の活用を見込み、収支均衡を図っています。

現行の財政フレームでは、歳入において本年4月からの消費税率8%への引上げに伴う各種交付金の変動要因や、法人市民税の一部国税化等の税制改正による影響などの新たな要因を見込んでいない内容となっています。現在、基本計画の修正検討と併行して、財政フレームの修正作業を進めているところですが、平成27年度の歳入見通しとしては、法人市民税の一部国税化に伴う減はあるものの、個人市民税や地方消費税交付金の増により、一般財源総体では現行の財政フレームより少し上回る水準になるものと見込んでいます。

一方、歳出では、現行の財政フレームで見込んでいない増要因として、消費税率8%に伴う増のほか、マイナンバーや子ども・福祉分野などの制度改正、食物アレルギー対策、平成26年度に実施した新規拡充事業に伴う増、学校施設の更なる老朽化対策、公共工事のコストアップ、保育園待機児童対策の推進、事業進捗や計画修正に伴う事業費の増など、歳入増を超過する様々の新たな財

政需要があるため、大きな財源不足が生じることが見込まれます。併せて、引き続き財政の健全性を維持するため、当初予算における財政調整基金の活用の抑制を図り、財政基盤の強化に取り組む必要があります。これらに対処し、持続可能な財政運営を行っていくためには、引き続き財源確保・経費縮減の取組が不可欠な状況です。

4 平成27年度予算編成手法（Action）

平成27年度予算編成は、基本計画及び財政フレームの時点修正と併行して行いますが、引き続き、事務事業を単位とする決算振返りによる行政評価と一体となった総合調整の予算編成に取り組むことを基本とし、各部との総括的ヒアリングや行政経営会議等における協議、課題整理を行うなど、全庁一丸となった予算編成に取り組みます。

また、財源不足に対処するため、各部において全ての経費について精査、検証を行った上で、1件ごとのきめ細かなチェック・点検を行い、「選択と集中」の視点から、これまで以上に事業の優先度や内容、規模、効果を厳しく精査することとします。併せて、原則、制度改正や、現行又は時点修正後の基本計画で定められている事業以外の新規・拡充事業は実施しないこととし、更に経常的経費の縮減に向けたシーリング（上限額）を実施します。また、財政調整基金の活用を抑制するとともに、限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を上げる予算を編成することとします。

5 平成27年度予算編成における基本姿勢（Action⇒Plan）

基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、基本計画に基づくまちづくりと新たな財政需要に取り組むため

- 一 基本計画、財政フレームの時点修正と併行し、財政の健全性を維持した複数年次を見据えた予算編成への取組
- 二 先行き不透明な財政環境の中にあっても、市政の第一の責務として、市民の安全安心の確保と市民生活支援への継続的な取組と、計画的な街づくりの推進
- 三 新たな財政需要に対処するため、「選択と集中」の視点から、事業の優先度や内容、規模、効果を厳しく精査するとともに、あらゆる角度からの財源

確保，経費縮減への取組

以上の3点を基本姿勢として，平成27年度予算編成に当たることとします。

6 全般的事項

・ 基本的項目

- (1) 「平成27年度における市政の経営方針」を踏まえ，持続可能で効果的・効率的な市政経営を推進するため，人材，施設，財源，情報など，限られた経営資源を最大限活用すること。
- (2) 通年予算として編成することとし，平成26年度における各事務事業の進捗状況や国の政策動向等を踏まえた年度間の調整とともに，歳入歳出両面から不用額等の過大・過少が生じないように，平成25年度決算及び今年度上半期契約実績等を踏まえた予算を編成すること。
- (3) 監査委員からの決算審査における審査意見や例月出納検査の指摘事項については，具体的な見直し・改善方策を講じ，予算に反映すること。また，市民や議会からの意見についても，適切な改善方策を講じること。
- (4) 基本構想に掲げた「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け，事務事業を単位とする決算振返りによる行政評価と一体となった総合調整を行うとともに，各部長・次長のリーダーシップのもと，最少の経費で最大の効果を上げる予算編成に取り組むこと。
- (5) 消費税率については，現行の8%（一部の長期継続契約は現行の5%）でのシステム入力とするが，平成27年10月からの消費税率10%への引上げを想定して，歳出における増税対象事業や課税対象経費を的確に把握しておくこと。
- (6) 基本計画事業は，現行の計画事業費を基本とするが，基本計画の時点修正作業と併行して整合を図っていく。また，同じ事業効果が得られるように経費縮減に努めるとともに，基本計画事業であっても事業の優先度等を精査する。
- (7) 公共建築物維持保全や増築・改良工事等は，総合計画書記載（資料編第7章）の工事を基本とするが，緊急度に応じ，対象工事は入れ替えることとする。また，本年の雹被害を踏まえ学校施設の老朽化対策は優先的に取り組むこととし，公共建築物の維持保全を適切に実施していくためにも，あらゆる角度からの財源確保や経費縮減の取組を推進すること。

また、公共工事のコストアップや入札不調に対応するため、適切な工事費の見積りを行う一方、仕様、機能、グレードの精査を行い、引き続きコストの縮減に努めること。併せて、工事発注時期の平準化を図るため、平成26年度補正予算において前倒し発注可能な工事について、検討、協議を行っていく。

- (8) 現行の基本計画で定められている新規・拡充事業以外の新規・拡充事業については、「新規・拡充事業一覧表」を提出すること。
- (9) 既存事業の見直し、改革、改善や創意工夫により財源確保を図った取組については、「事業の見直し、財源確保・経費縮減一覧表」を提出すること。
- (10) 市制施行60周年関連事業については、「市制施行60周年関連事業一覧表」を提出すること。
- (11) 経常的な経費（物件費）については、シーリングの実施により縮減を図り、財源不足に対処するとともに、財政の弾力性向上に取り組むこと。（詳細は予算編成事務要領参照）

・ 具体的項目

- (12) 国や東京都の制度改正の動向には十分留意すること。特に国や東京都の負担金、補助・交付金の見直しなど、国や東京都から情報収集を行うこと。
- (13) 財政の弾力性の維持・向上に向け、総点検と見直し・改革・改善により経常的経費の縮減に取り組むこと。また、市が単独で実施している事業については、事業の優先度や内容、規模、効果を厳しく精査し、最少の経費に縮減するとともに、新たな財源確保（特定財源の適用）や受益者負担の適正化等に努めること。同様に、国及び東京都の補助制度に上乗せしている事務事業についても、他団体事例等も参考に、その効果、負担割合等を再検証のうえ、不断の見直し・改革・改善を実践し、最小限の経費を見積もること。併せて、市単独事業及び上乗せ事業の廃止に伴う市民生活への影響も考慮しながら、廃止（スクラップ）の検討も行うこと。
- (14) 公金の適正執行及び経費縮減の観点から、これまで特命随意契約としてきた業務委託等については、契約制度の原則である競争性の導入に努めること。また、長期継続契約の対象となる契約は、その活用を検討すること。併せて、業務委託等の仕様内容（範囲、回数、グレード等）を改めて再検証し、最適化を図ること。※(13)同様の見直し

- (15) 各特別会計が独立した会計であるとの再認識に立ち、会計間の均衡を失うことがないように、一般会計と同一基調での予算編成を行うこと。特に、徴収率の向上、収入未済額の縮減による財源確保や、医療給付費等の縮減方策（ジェネリック医薬品の利用促進やレセプト点検の強化）を講じて、一般会計からの財源補てん的な繰入金の縮減を図ること。
- (16) 財政援助団体等に対して、市の財源不足が見込まれる状況を十分説明し、市と同一基調での財源確保、経費節減等の経営改善を求め、自主・独立の経営に向けた取組を求めること。また、各種団体や個人への奨励的な補助・交付金等についても、活動実績を踏まえ再検証し、時限の設定や対象事業の整理・統合など団体等の自立促進と適正化を図ること。
- ※補助金等については、本年度より補助金等審議会を開催し、交付基準の策定等、見直しに向けた取組を行ってまいりますので、各部（課）においても協力をお願いします。
- (17) 税、使用料、手数料、その他収入などについては、法令等に基づいた適切な債権管理により、収入未済額の縮減を図り、収入の確保に努めること。
- (18) 限られた人材で、効果的・効率的な事務を執行するためには、日常業務の見直しが不可欠であり、事務事業やシステムの整理・統合などと併せ、他団体との事業の共同化など、費用対効果を再検証し、改善につなげること。また、労働安全衛生の改善につなげる事務処理の見直しと、多様な人材活用による相互調整を図ること。※(13)同様の見直し
- (19) 「地球温暖化対策実行計画」等に基づく取組を推進するとともに、既存経費の内容について再点検し、環境に配慮した予算を編成すること。
- (20) 予算見積りに当たっては、歳入・歳出の計上節ごと、予算編成事務要領に記載の「平成27年度見積指針」を踏まえた積算を行うこと（行政経営部（財政課）と各部（課）の予算ヒアリングは見積指針を基準に実施すること）。
- (21) 部を横断する重要課題への取組等、複数の部課と関連のある事業については、関係部課との調整・協議を図ること。また、他部課との連携により、国及び東京都などの財源確保につながる場合もあることから、関連する事業の把握に努めること。
- (22) 各部における予算の総合調整については、これまで培ってきた歳入歳出の連動によるコスト意識を最大限発揮する中で、各部長の指示のもと、次長

が総括し、現下の財政状況を十分認識し、最少の経費で最大の効果を上げるべく、「平成27年度における市政の経営方針」に基づき、各部の自主的・自立的な取組により実施していくこと。また、各部における見積段階からの部内進行管理、マネジメント機能の向上に留意して総合調整を図ること。

経常収支比率^{※1}

市税など毎年度経常的に収入できる一般財源が同じく経常的に支出する経費にどのくらい充てられているかを示す指標
《参考》H22/92.2% (94.5%) H23/92.2% (95.9%) H24/95.0% (96.4%) H25/89.6% (89.6%)

別 紙

財政規律ガイドラインを見据えた取組

平成27年度予算編成は「財政規律ガイドライン」に基づく3つの視点から進行管理し、市独自の財政規律を保持した自主・自立的な取組を推し進めます。

1 財政構造の見直しの視点

- ・ 徴収率向上に向けての取組（市税及び国民健康保険税）
- ・ 未収金の縮減・解消に向けた取組（組織の横断的・適時な取組）
- ・ 自主財源・特定財源の両面からの積極的な財源確保
- ・ 監査委員からの決算審査の審査意見や例月出納検査の指摘事項等の改善
- ・ 経常的な事務事業（物件費・補助費等）の総点検
- ・ 歳入歳出両面からの不断の見直し・改革・改善の取組

2 財政基盤の強化の視点

- ・ 公共建築物維持保全への対応や中心市街地をはじめとする街づくりなどの特定目的、年度間調整としての基金の利活用のほか、財源確保と経費縮減の取組成果とも言える実質収支や財政効果額の活用による財政基盤の強化等

3 連結ベースでの債務残高縮減の視点

- ・ 後年度負担に留意した適切な市債の活用
- ・ 国や東京都の特定財源確保による債務残高の解消等